

第 6 回

鹿児島地区合併協議会

日 時 平成 15 年 7 月 22 日(火) 午前 9 時 30 分

場 所 かがしま市民福祉プラザ
5 階大会議室

目 次

〔議 案〕

第21号議案	町名・字名の取扱いについて(第4回協議会提案:継続協議)・・・	P 1
第21-2号議案	町名・字名の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
第27号議案	ごみ処理事業の取扱いについて(第5回協議会提案:継続協議)・・・	P 6
第28号議案	環境衛生事業の取扱いについて(第5回協議会提案:継続協議)・・・	P 7
第29号議案	上・下水道事業の取扱いについて(第5回協議会提案:継続協議)・・・	P 8
第30号議案	都市計画の取扱いについて(第5回協議会提案:継続協議)・・・	P 9
第31号議案	建設関係事業の取扱いについて(第5回協議会提案:継続協議)・・・	P11
第32号議案	消防関係事業の取扱いについて(第5回協議会提案:継続協議)・・・	P12
第33号議案	一部事務組合等の取扱い(し尿処理業務を除く)について (第5回協議会提案:継続協議)・・・	P13
第34号議案	地域福祉事業の取扱いについて・・・・・・・・	P15
第35号議案	介護保険事業の取扱いについて・・・・・・・・	P16
第36号議案	児童福祉事業の取扱いについて・・・・・・・・	P17
第37号議案	高齢者福祉事業の取扱いについて・・・・・・・・	P18
第38号議案	障害者福祉事業の取扱いについて・・・・・・・・	P19
第39号議案	生活保護事業等の取扱いについて・・・・・・・・	P20
第40号議案	健康づくり事業の取扱いについて・・・・・・・・	P21
第41号議案	保健衛生事業の取扱いについて・・・・・・・・	P22

第21号議案（第4回協議会提案：継続協議）

町名・字名の取扱いについて

町名・字名の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

- 1 鹿児島市及び吉田町の区域内の町の区域及び名称は、現行どおりとする。
- 2 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の各町の区域内の字の区域を廃止し、当該廃止された字の区域に相当する区域により新たに町の区域を設定し、当該廃止された字の名称をもって新たな町の名称とすることを基本に調整する。

平成15年5月16日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤 崎 義 則

[参 考]

地方自治法（抜粋）

（市町村内の町又は字の区域）

第 2 6 0 条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第 1 項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

第21-2号議案

町名・字名の取扱いについて

町名・字名の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

- 1 鹿児島市の区域内の町及び吉田町の区域内の町（牟礼岡一丁目から牟礼岡三丁目まで）の区域及び名称は、現行どおりとする。
- 2 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の各町の区域内の字の区域を廃止し、当該廃止された字の区域に相当する区域により新たに町の区域を設定し、その名称については表示案に基づき、各町の意向を尊重し合併時まで調整するものとする。

平成15年7月22日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤 崎 義 則

【5町の住所の表示案】

自治体名	現 行	合 併 後
吉 田 町	鹿児島郡吉田町牟礼岡一丁目 番 号	鹿児島市 <u>牟礼岡一丁目</u> 番 号
	鹿児島郡吉田町本城 番地	鹿児島市本城町 番地 鹿児島市吉田本城町 番地 鹿児島市吉田本町 番地 鹿児島市 <u>いろは</u> 町 番地
桜 島 町	鹿児島郡桜島町藤野 番地	鹿児島市藤野町 番地 鹿児島市桜島藤野町 番地 鹿児島市桜島東町 番地 鹿児島市 <u>いろは</u> 町 番地
	揖宿郡喜入町生見 番地	鹿児島市生見町 番地 鹿児島市喜入生見町 番地 鹿児島市喜入西町 番地 鹿児島市 <u>いろは</u> 町 番地
松 元 町	日置郡松元町上谷口 番地	鹿児島市上谷口町 番地 鹿児島市松元上谷口町 番地 鹿児島市松元南町 番地 鹿児島市 <u>いろは</u> 町 番地
	日置郡郡山町厚地 番地	鹿児島市厚地町 番地 鹿児島市郡山厚地町 番地 鹿児島市郡山北町 番地 鹿児島市 <u>いろは</u> 町 番地

合併後の住所の表示について

- 大字を町名とする。
- 大字の前に「吉田」、「桜島」、「喜入」、「松元」又は「郡山」をそれぞれ付けた町名とする。
- 新たな町名とする。

[参 考]

地方自治法（抜粋）

（市町村内の町又は字の区域）

第 2 6 0 条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第 1 項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

第27号議案（第5回協議会提案：継続協議）

ごみ処理事業の取扱いについて

ごみ処理事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

ごみ処理事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、家庭ごみの収集形態等については、現行どおりとする。また、家庭ごみのステーションボックス設置補助事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に再編するものとする。

平成15年6月9日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤 崎 義 則

第28号議案（第5回協議会提案：継続協議）

環境衛生事業の取扱いについて

環境衛生事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

環境衛生事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、無縁墓地清掃委託事業及び火葬経費補助事業については、合併時に廃止するものとする。

平成15年6月9日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則

第29号議案（第5回協議会提案：継続協議）

上・下水道事業の取扱いについて

上・下水道事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

- 1 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町で運営している簡易水道事業については、鹿児島市の上水道事業に統合するものとする。水道料金、給水負担金、審査手数料等は、鹿児島市の制度に統合し、鹿児島市にない制度は廃止するものとする。ただし、合併が行われた日の属する年度に限り上水道事業と簡易水道事業を併存させ、水道料金、給水負担金、審査手数料等はそれぞれの制度とする。また、水道料金については、制度の統合により負担が増加する使用者に対し、合併が行われた日の属する年度の翌年度及びこれに続く2か年度に限り段階的調整を行う。
- 2 郡山町が実施している簡易水道組合等助成事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 3 喜入町で運営している工業用水道事業については、現行どおりとする。
- 4 合併処理浄化槽設置整備事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 5 吉田町地域下水処理事業については、現行どおりとする。

平成15年6月9日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤 崎 義 則

第30号議案（第5回協議会提案：継続協議）

都市計画の取扱いについて

都市計画の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

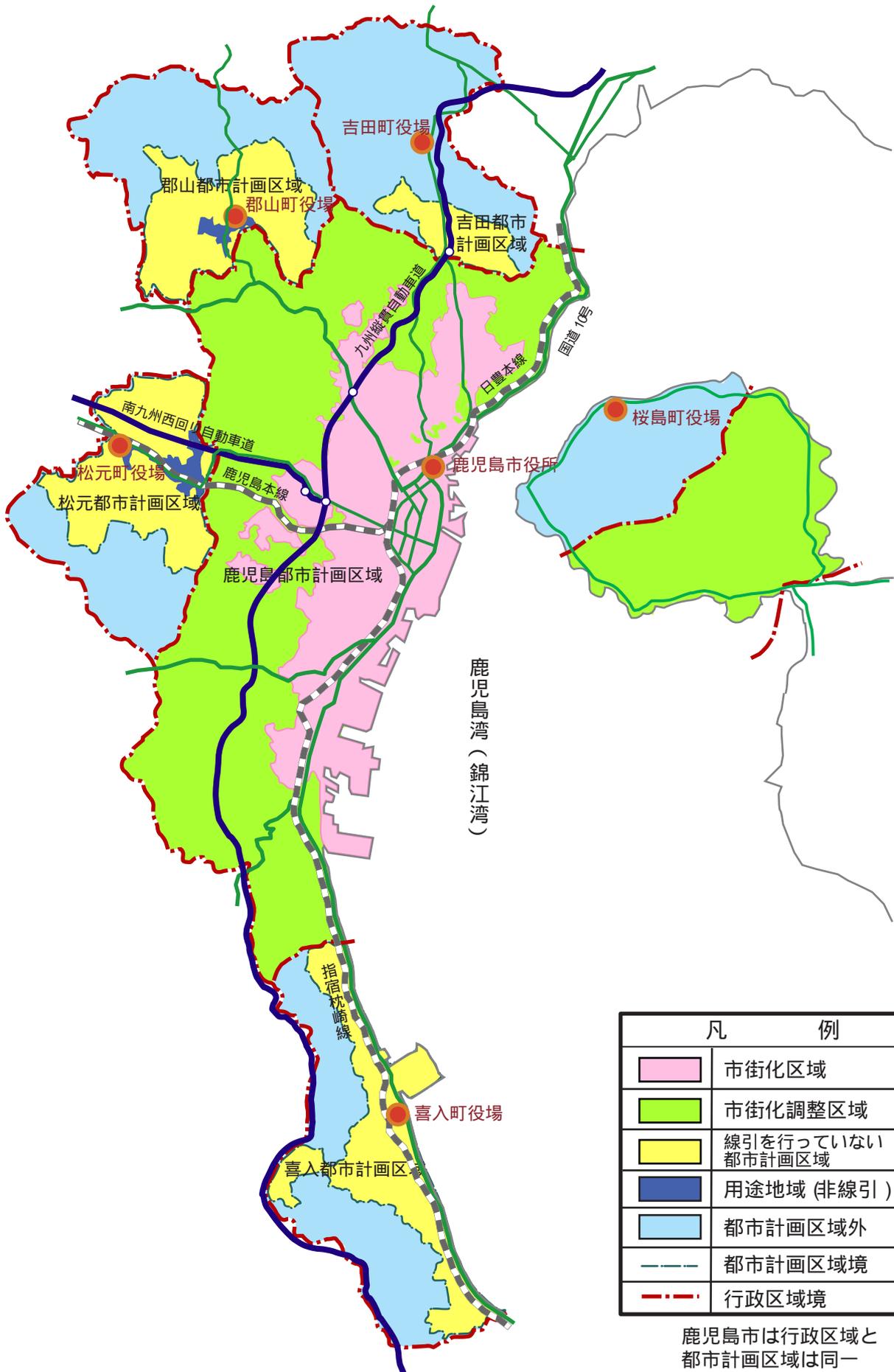
都市計画区域等については、合併後も当分の間、現状のままとする。

都市計画審議会等については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。

平成15年6月9日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則

都市計画の現況図



凡 例	
	市街化区域
	市街化調整区域
	線引を行っていない都市計画区域
	用途地域(非線引)
	都市計画区域外
	都市計画区域境
	行政区域境

鹿児島市は行政区域と都市計画区域は同一

第31号議案（第5回協議会提案：継続協議）

建設関係事業の取扱いについて

建設関係事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

建設関係事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。

ただし、現在、施行中である小宅地対策事業等については、現行どおりとする。

平成15年6月9日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則

第32号議案（第5回協議会提案：継続協議）

消防関係事業の取扱いについて

消防関係事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

- 1 消防関係事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 2 松元町と郡山町の区域には、合併後に消防自動車及び救急自動車を配置する拠点を新設するものとする。
- 3 防火水槽等建設補助金事業及び消防協力会事業は、合併時に廃止するものとする。

平成15年6月9日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤 崎 義 則

第33号議案（第5回協議会提案：継続協議）

一部事務組合等の取扱い(し尿処理業務を除く)について

一部事務組合等の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

吉田町、喜入町、松元町及び郡山町が加入している一部事務組合及び広域連合については、合併の日の前日をもって脱退し、当該一部事務組合等の業務のうち4町に係る共同処理業務は、合併後の市に引き継ぐことを基本に合併時までに調整するものとする。

平成15年6月9日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤 崎 義 則

[参 考]

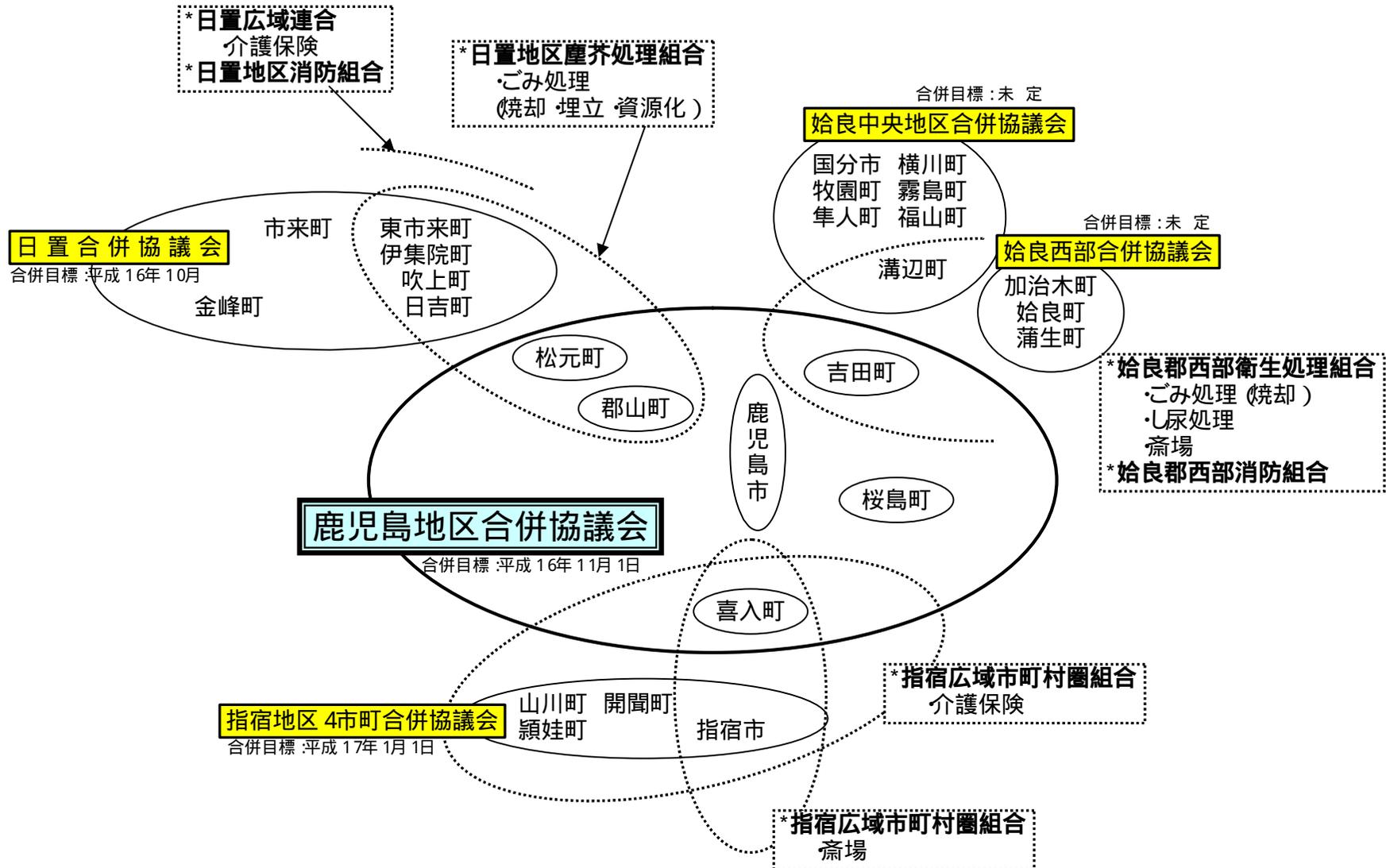
合併協議会 と一部事務組合等 との関連

合併協議会		
(1) 鹿児島地区合併協議会 (合併目標:16年11月1日) 鹿児島市 吉田町 桜島町 喜入町 松元町 郡山町	<関係業務>	<関係町>
(2) 日置合併協議会 (合併目標:16年10月) 市来町 東市来町 伊集院町 日吉町 吹上町 金峰町	介護保険 消防業務 ごみ処理	松元町 郡山町
(3) 指宿地区4市町合併協議会 (合併目標:17年1月1日) 指宿市 山川町 開聞町 穎娃町	介護保険 斎場	喜入町
(4) 始良西部合併協議会 (合併目標 未定) 加治木町 始良町 蒲生町	消防業務 ごみ処理 し尿処理 斎場	吉田町
(5) 始良中央地区合併協議会 (合併目標 未定) 国分市 溝辺町 横川町 牧園町 霧島町 隼人町 福山町		

一部事務組合等
【介護保険】 日置広域連合 松元町 郡山町 市来町 東市来町 伊集院町 日吉町 吹上町 指宿広域市町村圏組合 喜入町 指宿市 山川町 開聞町 穎娃町
【消 防】 始良郡西部消防組合 吉田町 加治木町 始良町 蒲生町 溝辺町 日置地区消防組合 松元町 郡山町 市来町 東市来町 伊集院町 日吉町 吹上町
【ごみ処理】 始良郡西部衛生処理組合 吉田町 加治木町 始良町 蒲生町 溝辺町 日置地区塵芥処理組合 松元町 郡山町 東市来町 伊集院町 日吉町 吹上町
【し尿処理】 始良郡西部衛生処理組合 吉田町 加治木町 始良町 蒲生町 溝辺町
【斎 場】 始良郡西部衛生処理組合 吉田町 加治木町 始良町 蒲生町 溝辺町 指宿広域市町村圏組合 喜入町 指宿市

一部事務組合等と合併協議会の関連図

合併協議会 と一部事務組合等 との関連



第34号議案

地域福祉事業の取扱いについて

地域福祉事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

- 1 地域福祉事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 2 地域福祉センター管理運営事業については、現行どおりとする。

平成15年7月22日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則

第35号議案

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

介護保険事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、第1号被保険者の保険料率等については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。

平成15年7月22日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤 崎 義 則

第36号議案

児童福祉事業の取扱いについて

児童福祉事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

- 1 児童福祉事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 2 放課後児童健全育成事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 3 誕生祝金支給事業については、合併時に廃止するものとする。ただし、合併が行われた日の前日までに子を出産した者については現行どおりとする。
- 4 すこやか子育て支援金支給事業については、合併時に廃止するものとする。ただし、合併が行われた日の前日までに子を出産した者については現行どおりとする。
- 5 入学祝品支給事業については、合併時に廃止するものとする。ただし、合併が行われた日の属する年度の翌年度に子が小学校に入学する者については現行どおりとする。
- 6 保育園児通園バス補助事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に廃止するものとする。

平成15年7月22日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則

第37号議案

高齢者福祉事業の取扱いについて

高齢者福祉事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

- 1 高齢者福祉事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 2 生きがい対応型デイサービス事業及びひとり暮らし高齢者等家事援助サービス事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、利用できる者は合併が行われた日の属する年度の末日までにサービスを受けていた者とする。
- 3 高齢者に対する配食サービス事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 4 優待入浴券交付事業等については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に廃止するものとする。
- 5 敬老特別乗車証交付事業及びすこやか入浴事業については、現行制度の見直しを行い、次回以降の協議会に諮るものとする。

平成15年7月22日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則

第38号議案

障害者福祉事業の取扱いについて

障害者福祉事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

- 1 障害者福祉事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 2 障害者に対する配食サービス事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 3 身体障害者介護手当支給事業等については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に廃止するものとする。
- 4 友愛特別乗車証交付事業については、現行制度の見直しを行い、次回以降の協議会に諮るものとする。

平成15年7月22日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則

第39号議案

生活保護事業等の取扱いについて

生活保護事業等の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

生活保護事業等については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、社会福祉施設整備資金に係る利子補給事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。

平成15年7月22日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤 崎 義 則

第40号議案

健康づくり事業の取扱いについて

健康づくり事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

健康づくり事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。

平成15年7月22日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則

第41号議案

保健衛生事業の取扱いについて

保健衛生事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

保健衛生事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。

平成15年7月22日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則